

電柱整理に焦点をあてた都市計画に基づく共同溝計画に関する研究*

A Study of Common Ducts Projects for Elimination of Electric Poles on the basis of City Planning

鈴木 悦朗**
By Etsuro Suzuki

Abstract

Common underground ducts, which were planned to be laid under the park near the west gate of the Shinjuku Station in 1930s, were done as a part of the urban planning project. In the electric pole removal plan of the Tokyo Postwar Reconstruction Project, the Tokyo metropolitan government attempted to include the common underground ducts in the urban planning, but since they were not expressly defined as the facility in the former Urban Planning Act, even after the discussion in the Urban Planning Committee, they could not be a facility which was legally provided. In the present Urban Planning Act, the common underground ducts are not considered as a facility of the urban planning, either. However, as far as the newly constructed roads in the D・I・D areas are concerned, if urban planning are made under the condition that such roads are free from electric poles, the removal of the electric poles would be promoted.

1. はじめに

安全で快適な歩行空間を確保し、同時に都市景観の向上や情報通信の高度化などを図るため、1986（昭和61）年から歩道上の架空線・電柱を撤去する電線類地中化事業が進められている。

この電線類地中化事業における法制度は現行道路法（道路本体、道路附属物、道路占用物）と、道路法の特別法にあたる「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」で構成されており、都市計画法の関与は見受けられない。

本論は道路空間に敷設されたライフライン（電力・通信・上下水道・ガスなどの管線類）を整理収容する各種共同溝⁽¹⁾と都市計画法（新旧）の関わりについて、東京の都市改造計画を通して検証するとともに、都市計画法における電柱整理機能について考察し、都市計画道路における無電柱化促進への提言をおこなうことを目的にする。

研究に使用した主な資料として、旧・都市計画法に関するものに都市計画法釈義⁽²⁾、新宿駅西口広場共同溝計画に関するものに第14回・都市計画東京地方委員会議事速記録⁽³⁾（以下、東京地方委員会）、東京戦災復興事業の共同溝計画に関するものに第48回・東京地方委員会議事速記録⁽³⁾、現行都市計画法に関するものに建設省都市局へのヒアリング調査などがある。

2. 旧・都市計画法における共同溝の位置づけ

(1) 旧・都市計画法の制定

keyword: 電柱整理、共同溝、都市計画法

**正会員 工博 服部エンジニア（株）
〒420-0882 静岡県安東3-19-13

1918（大正7）年、内務省は大都市の膨張による家屋の密集化、住居地域の工場化などに対処するため、東京市区改正条例の改正をおこなった。同時に新しい都市改造制度を確立するため都市計画調査会（会長：内務大臣）を設け、都市計画に関する調査をおこなわせた。

都市計画調査会では都市計画に関し調査審議すべき事項を決めることになり、6ヶ条からなる調査要綱を定めた。調査要綱（案）には、「路上工作物及地下埋設物ヲ整理スルコト～街路交通上ノ障害ヲ除去シ各種工作物ノ効用ヲ保全スルヲ為ス電柱鉄管其ノ他各種工作物ノ整理ヲナスヲ要ス」⁽⁴⁾という条文があった。

池田宏幹事は第1回本委員会（同年7月8日）における調査要綱（案）の説明において、「衆議院ニ於キマシテ、此ノ都市ノ道路ニ最モ多クノ障碍ヲ與ヘル原因ハ何ガアルカト云フト、地下ニ各種ノ埋設物ガアッテ、ソレヲ勝手ニイジクリ廻スト云フコトデアル、之ニ對シテ速カニ整理ヲスルヤウニ致シテ貰ヒタイ」⁽⁵⁾という建議があったとしたうえで、「此ノ路上工作物、地下埋設物ヲ整理スルト云フコトハ、是ハ独リ街路ノ交通上ノ障碍ヲ除却スルト云フノ意味デハアリマセヌ」と、路上工作物・地下埋設物の整理目的が交通上の障害を除去することだけではないと述べた。そのうえで、「ソレ等ノ工作物ノ効用ヲ保全スルヲ為カラ申シマシテモ、相当ノ案ヲ得マシテ、其ノ実行ヲ期シマスコトハ、極メテ必要ナ事ト考ヘマス」と述べ都市計画上、路上工作物・地下埋設物整理の必要性を示唆した。

「調査要綱ニ関スル件」は特別委員会に付され、7月9日に開催された。翌10日には第2回本委員会が開かれ、内田嘉吉委員が特別委員会を代表し、「土地に關係のある直接の營造物」が調査審議すべき事項にあたるとした

うで、条文の「埋設物ヲ整理スルコト」を「埋設物ノ整理方針ヲ定ムルコト」⁶⁾に変更したと述べた。このことについて内田は、「別段ニ意味モアリマセヌ、整理ト云フ意味ハヤハリ其ノ方針ヲ定メルト云フ意味デ説明ノ中ニモサウ云フヤウナ事ガアリマシタノデ」と述べ、原案と変わりがないとした。

しかしながら池田が示した路上工作物・地下埋設物整理への並々ならぬ決意は、条文の修正にともない大幅な後退を余儀なくされたと云える。

この結果を受けた都市計画調査会（同年7月8日から12月24日まで計12回開催）は、旧・都市計画法（案）の審議をおこなったが、都市計画決定できる具体的な施設（同法第16条および同法施行令第21条）⁷⁾に、路上工作物・地下埋設物を整理するための施設（共同溝）⁸⁾が含まれることはなかった。

旧・都市計画法は1919（大正8）年4月5日、法律第36号として公布された。

(2) 「重要な施設」の計画と共同溝

旧・都市計画法では第1条で、「都市計画ト稱スルハ交通、衛生、保安、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為メノ重要施設」と規定している。交通問題・衛生問題・保安上の問題・経済上の問題などについて、永久に公共の安寧を維持し福利を増進するための「重要施設」の計画であれば、都市計画として定めることができるとした条文であったが、抽象的であったため「重要な施設」として定めるべき施設の範囲が限定されていなかった。

このため旧・都市計画法では、前述の23種類以外にも各都市によって法第1条前段に該当する「重要な施設」があつて⁹⁾、都市計画地方委員会が共同溝を「重要な施設」と見なせば、都市計画決定できるようになっていた。

一方、内務省都市計画局編の『都市計画法釈義』（以下『釈義』）によれば、同法第1条に示された「都市計画」と第3条の「都市計画」は同一語ながらその使われている意味が異なっているとし、「第1条ノ都市計画ヲ広義ノ都市計画、第3条ノ都市計画ヲ狭義ノ都市計画」と、解釈の違いを説明している¹⁾。

また旧・都市計画法では都市計画事業費の負担者は、地方公共団体の長が国の執行機関として実施することになっており、そのため議会に都市計画事業費の総額および年度割費を上程し、執行するシステムになっていた。

3. 都市計画新宿駅附近広場事業と西口共同溝

東京地方委員会は1932（昭和7）年8月、新宿駅前改良計画案を作成した。一方東京市も新宿駅前改良計画の必要性を認め、1933（昭和8）年3月29日に新宿駅周辺の交通量調査⁸⁾を実施した。さらに東京市は事業を実施するため昭和8年3月8日、都市計画事業新宿広場築設費（3,597,700円）を東京市会で決議している⁹⁾。

こうした経緯から東京地方委員会は、1933（昭和8）

年12月9日開催の第14回・東京地方委員会に、「東京都市計画新宿駅附近広場及街路決定ノ件」（第97号議案）および「東京都市計画新宿駅附近広場、街路及建築敷地造成事業並其ノ執行年度割決定ノ件」²⁾（第99号）を諮問した。

東京地方委員会が議決した新宿駅附近広場事業のなかに共同溝は含まれていないが、東京市が市会に計上した工事費には地下埋設物整理費（表1）の一部として共同溝費が考慮されていた。

東京市総務局都市計画課・新宿出張所長技師の小田川利喜は、1939（昭和14）年7月14日に日比谷公園内「松本楼」で開かれた座談会で、「電柱と架空線に就きましては一切是を許可しないことにして其の代りに共同溝を設置することにいたしました。」¹⁰⁾と共同溝計画を披露している。

東京市は新宿駅前の架空線・電柱を整理するため、都市計画事業の一環として共同溝敷設計画を立てた。

小田川は続けて、「最初は1米角位の共同溝を廣場の周囲に全部設ける事で進めて居りました」と、具体的な大きさと位置を示した。計画された共同溝（水道管・ガスを収容しない）は帝都復興事業で実績のない大きさであり⁴⁾、東京市が共同溝について調査検討を重ねていた様子がうかがえる。

新宿駅前広場の共同溝費（1万円）を帝都復興事業の共同溝費と比較すると⁵⁾、1m角位の共同溝を500m（後述）ほど設置できる額であった。

また小田川は雑誌「区画整理」への投稿において、「東京電燈として高圧線は単独地下配線で行き、低圧のものも共同溝に入れるよりも単独で共同溝類似のものを作り、支線の引き出しに便に度いとの申し込みがあつたため、市施行の共同溝としては結局通信省と警視庁の通信線のみを入れる」¹¹⁾ことになったと述べている。

東京電燈（株）は明治20年の開業以来、架空方式で電力を供給しており地中配電方式を採用していなかった。

一方東京市電気局は、明治40年に地中配電方式を条件（通信省による新規参入業者への付帯条件）¹²⁾にした国の許可を受け、電力供給をおこなっていた。

こうしたことから電力業界に地中配電技術は備わっていたが、東京電燈（株）は帝都復興事業の共同溝敷設計画において、コストの違い（架空線と地中線）などを理由に地中化に大反対し¹³⁾、試験施工に止めさせていた。

それだけに東京電燈（株）が、共同溝への入溝に比べ多くの費用を要する単独地中化（表2）を選択したのは、次に示すことが念頭にあったためと考えられる。

共同溝が先進国の大都市において普及されていない理由について、復興局技師・金子源一郎は雑誌「都市工学」への投稿論文¹⁴⁾において、次のように指摘している。

「一 各種工作物の管理者が異なる為め、維持管理等の為めに反って共同の敷設を好まざること。

二 共同溝設計並に建設費の分擔に関する協定の煩雑

なること。」

東京電燈（株）が入溝を拒んだ結果、東京市は予定した1m角の共同溝を大幅に縮小し、「幅30cm深さ25cm」の通信線用共同溝を築造した。

新宿駅前広場での共同溝設置延長について東京地方委員会技師の石川栄耀（以下、石川）は、1940（昭和15）年12月4日の防空懇談会の席上、東京市が共同溝を延長555mにわたり施工中である¹⁵⁾と述べている。この延長は現在の西口共同溝の敷設延長（548m）とほぼ同じであるため、従前の通信線共同溝は現在の位置（図一）に設置されていたと思われる。

新宿と同様に1935（昭和10）年12月、東京地方委員会で都市計画として審議された渋谷・大塚・池袋の各「駅附近街路決定ノ件」では、都市計画決定に止まり事業年度割計画が示されていない。東京市でもこれら駅前広場の築造事業費を市会に上程していない。そのためこれらの駅前広場において、共同溝による電柱整理計画が考慮されていたか定かではない。

表一 新宿広場築設費内訳

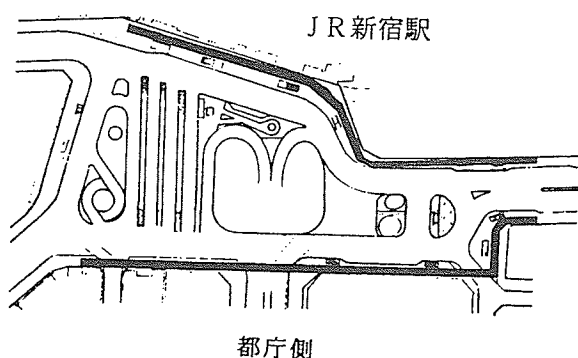
出所：昭和8年・東京市会決議録 p.1297
（作成：鈴木悦朗 2000.5.28）

予算項目	金額（円）
新宿広場築設費	3,597,700
工事費	609,600
内訳：広場築造費	290,400
街路築造費	192,000
宅地造成費	80,000
地下埋設物整理費	10,000

表二 収容管線類の移設見込額

出所：都市工学 第5巻 第8号「九段坂に建設せる地下埋設物用共同溝」p.12 （作成：鈴木悦朗 2000.10.20）

	共同溝への移入費	単独施設への移設費
東電ケーブル （高圧線2条）	96円/間	140円/間



図一 新宿西口共同溝設置位置図
（作成：鈴木悦朗 2000.5.28）

4. 東京戦災復興事業で都市計画施設に位置付けられた共同溝

(1) 地下埋設物整理計画の経緯

終戦を迎えた東京は一面の焼け野原になった。東京都では1945（昭和20）年12月22日、計画局都市計画課が「帝都復興計画要綱案」¹⁶⁾をまとめた。東京都はこのなかで、「市街地ノ整備ニ伴ヒ必要ナル水道、下水道ノ改良新設ヲ行ヒ水利施設ノ拡充ヲ期スル外電線電纜瓦斯管ノ地下埋設物ノ整理ヲ考慮シ又電柱ノ整理ヲ為ス」¹⁶⁾と地下埋設物の整理について触れている。帝都復興事業で試験施工に止まった地下埋設物を整理する機会が、再び訪れた。

1945（昭和20）年12月30日には「戦災地復興計画基本方針」が閣議決定され、復興計画の立案および実施は地方機関がこれにあたるとされた。従来の都市計画は東京地方委員会が調査し立案する制度（都市計画調査会官制）になっていたが、東京戦災復興計画にあたっては、東京都が独自に復興計画を検討することになった。

1946（昭和21）年11月、建設局都市計画課は「東京都復興都市計画概要」をまとめ、「今回復興計画ノ樹立実施ニ際シテハ極力之ガ整理ヲ図ル事トシ此ガ為都ニ於テハ路上工作物、地下埋設物整理委員会ヲ設ケ各方面関係者ノ意見ヲ綜合シソノ整理方針ヲ概定シ、同時ニ地下埋設物ノ整理ヲモ併セ考慮シ将来ノ便益ヲ企図シタノデアル」¹⁷⁾と記している。東京都は関係事業者（通信省、警視庁、東京都交通局、建設局、関東配電（株）、東京瓦斯（株）など）の意見を尊重した上で、整理方針を定めようとした。

さらに、「此等ノ整理ハ資材、資金ノ関係等ヨリ今直チニ実施ニ移ス事ハ困難デアルガ将来此ガ実施ニ支障ナキ様各種復興計画ノ樹立決定特ニ土地区画整理ノ設計ニ当ツテ配慮スルヲ要スルノデコノ方針ヲ都長官ヨリ都市計画委員ニ諮問シ確定セムトスルモノデアル」¹⁸⁾と述べた。資金難から東京都は、直ちに地下埋設物の整理を実施できると考えていなかった。そのため東京都は、地下埋設物の整理方針を定め東京地方委員会に諮問した後、迂回配線を考慮した区画整理の設計をおこなう計画であった。

(2) 「整理方針」に示された共同溝の位置づけ

東京都は1946（昭和21）年11月9日付け建都発第46号で、「東京都復興都市計画街路上工作物及び地下埋設物整理方針」（以下、「整理方針」）を東京地方委員会に諮問し、第48回・東京地方委員会（同月14日開催、第379号議案）に諮られた。

東京都は理由書において、「帝都の市街地の街路上における架空線、（中略）地下埋設物は（中略）交通上支障あると共に大いに美観を損ふものがあつた」³⁾と述べ、架空線（電柱を含む）が交通上・美観上から支障になっていることを指摘した。そのうえで、「今回復興を機会にその方針に一部改善を加へて本案のやうに定め、これ

らの施設物を統制して交通上、美観上遺憾のないやうにせんとする」と述べ、電柱整理への意欲を示した。

7ヶ条で構成された「整理方針」には、

第二 地下埋設物は極力共同溝を用ふるものとし、これがために必要な場合は共同溝を都市計画施設として設置するものとする。

第三 3,500ボルト未満及弱電流の架空線であって、已むを得ないものは迂回配線とし、これがために必要のある場合は各ブロック毎に四m以上の裏路を設けるものとする。

第四 前号の架空線であって、已むを得ず路上に施設する必要があるものについては共用柱⁽⁷⁾を用ふるものとし、これがために必要のある場合は共用柱を都市計画施設として設置するものとする。

などの条文があった。

「整理方針」の特徴には、

- ① 共同溝・共用柱を「都市計画施設」に位置付ける。
 - ② 架空線を裏路へ迂回配線する。
- 規定が盛り込まれていた。

東京都は区画整理の設計にあたり、各ブロック毎に裏路を設けそこに架空線を迂回させることで、幹線街路から電柱を排除しようとした。

東京都は主旨説明において、「第一、第二ニ強く謳ヒマシタル計画ガ當分ハ第三ノ形式デハアルマイカト」⁽⁹⁾とも述べている。「整理方針」の第三に示された裏路への迂回配線は、資金難に苦しむ東京都の現実的な電柱整理方法であった。

復興計画の中心的役割を担った石川は著書『日本国土計画論』でこの迂回配線について触れ、「電柱は地下へ埋設す可きものなのですが、それでは余りお金がかかってお話になりません。私の案では各道路に併行して路次を通します。此の路次に電柱を通し」⁽²⁰⁾と述べ、東京の方針に沿った考えを披露している。

一方共同溝を「都市計画施設」にみなす考え方は、旧・道路法上、道路管理者の設置できない共同溝（道路占用物）⁽⁸⁾を、都市計画法で対処しようとするものであった。東京都は共同溝を都市計画として定め、幹線街路に電柱建設の法的規制を加え、しかる後、都市計画事業として実施しようとした。

この電柱建設に法的規制を加える考えは、1963（昭和38）年制定の「共同溝の整備等に関する特別措置法」や1995（平成7）年制定の「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」で、共同溝整備区域を告示し道路占用を規制している⁽⁹⁾のと同じ効果を果たすはずであった。

東京都は「整理方針」の主旨説明において、「是ハ法律上ノ制限ト云フヤウナモノデハゴザイマセヌ、（中略）法案ニ對スル覚工書キミタヤウナモノデゴザイマシテ一先ゾ是デ方針ヲ決メサセテ戴キマシテ」⁽²¹⁾と述べたうえで、「是デ宜シイト相成リマシタナラバ更ニ専門ノ委員会ヲ開キマシテ、ソレゾレニ對シテ具體的ナ案ヲ作りタ

イ、或ハ或モノハ都市計画ノ所定ノ手続ヲ經マシテ、再ビ此ノ委員会ニ御諮リ申上ゲマシテ、之ニ大臣ノ御決定ヲ戴クト云フコトニナル譯デアリマス」⁽²²⁾と述べている。

東京都は「整理方針」にもとづき幹線街路に平行した裏路を区画整理事業で作成し架空線を迂回させ、その一方で幹線街路の共同溝を都市計画として決定し、電柱規制をおこなう意向であった。

「整理方針」は、1946（昭和21）年12月24日付け第680号として告示され、今なお「東京都令規集」⁽²³⁾に納められているが、共同溝の都市計画決定議案は東京地方委員会に提出されることなく終わった。

(3) 都市計画決定と法的効果⁽¹⁰⁾

東京都は共同溝を都市計画決定するつもりであったが、旧・都市計画法に明示されていない施設の都市計画決定について内務事務官・飯沼一省は、著書『都市計画法の理論と法制』のなかで、「之等の事項と法第1条との関係如何に付て疑問となる點がある。第一は右に述べたる各事項の何れにも該当せざるものをも尚之を都市計画として決定する事を得るかといふ問題であり」⁽²⁴⁾と、疑問を投げかけている。

飯沼は著書『都市計画』において、都市計画法第16条及び同法施行令第21条に明示された施設について触れ、「本条は一定の都市計画事業の爲めに土地収用を為し得る旨を規定したものである。」⁽²⁵⁾と述べている。同条および同法施行令第21条に制限列举された施設は、土地収用法の特例にあたるものであった。これらが都市計画法に明示された「重要な施設」であった。

また大村清一も著書『都市計画法講義』において、「都市計画法による土地収用は都市計画に対する内閣の認可を以て土地収用法上の内閣の事業認可と看過さる（法第19条）故に内閣の認可を受くる」⁽²⁶⁾と述べている。都市計画決定における内閣の認可制度は、土地収用法上の事業認可に代わるものであり、その対象になる施設を限定していた。

このことは都市計画を実現するにあたり、土地収用を背景にした用地取得が必要不可欠であったため、用地取得を必要とする施設が法に明示された「重要な施設」に該当していたことを示している。

都市研究会・幹事の池田宏は、第1回・都市計画講習会における「都市計画法制」と題する講演で、「其都市々々に於きまして重要施設として執行しなければならぬやうな仕事が出て来ると考へますが、それらの事業にして、若しも土地の収用を必要とするものがあれば、其都度、必要な事業なりとして此処に勅令の規定を以て追加を申請しなければならぬことになるのであります。」⁽²⁷⁾と述べている。池田は、制限列举された事項の外にも土地の収用を必要とする都市計画施設があり、それらは勅令で追加することになったとした。

そのうえで、「道路占用工作物、即電燈電柱等の路上工作物なり、又電線であるとか各種の地下に入っている

工作物の管理の如きものも亦同じであります。」と述べ、勅令で追加申請するものに共同溝が含まれることを示唆した。

東京都公文書館所蔵・内田祥一文庫の資料⁽¹¹⁾によれば、旧・都市計画法（案）の審議事項には都市計画事業として実施する施設を制限主義・概括主義のいずれにすべきか検討することになっていた。残念ながら都市計画調査会議事速記録には、第1回都市計画法特別委員会の議事録が記録者の都合により記載されていない。このため土地収用法との関係や制限主義・概括主義の利害得失などについて、都市計画調査会がどのような議論をおこなったか確認することができない。

明示されていない施設について飯沼は、著書・『都市計画』のなかで、「仮に都市計画として決定しても、法律上何等の拘束力をもたない。（中略）かやうな法令上に明示せられざる事項が都市計画又は都市計画事業として決定せられたる事例はまだない。」²⁸⁾と、明示されざる施設の法的効力を否定している。

この結果、旧・都市計画法に列举されていない施設で都市計画委員会が「重要な施設」に見なすものを都市計画決定することは可能であったが、法的効果（法第11条による都市計画制限、法第16条による土地収用に関する特別規定）を有しない施設に過ぎず、公共団体にとって事業を実施する義務のないものであった。

このことを裏付けるものとして一例を挙げれば、東京都が街路照明灯を都市計画決定しようとし、「街路照明基準決定について」（第375号議案）を東京地方委員会に諮問し議決されたが²⁹⁾、いつまで経っても街路照明灯が設置されることはなかった³⁰⁾。これは旧・都市計画法に明示されざる施設のため、街路照明灯を都市計画決定しても、法的効果を有せずそのため必要な事業費を議会に計上できなかったものと察する。

旧・都市計画法に明示されざる施設の都市計画決定に法的効果がないことを、都市計画委員会（愛知・東京）に長く在籍した石川が知らないはずはないと思われるから、東京都の考えは池田が述べているように、同法施行令第21条に列举された施設に共同溝や街路照明灯などを追加させることにあったのではないかと想像する。

(4)電柱整理実績

裏路への迂回配線は1949（昭和24）年の戦災復興事業見直しにより、区画整理事業の規模が大幅に縮小されたため、ほとんど実行されず終わった。

その結果、東京戦災復興事業において幹線街路から電柱を撤去できた区間は、わずか2.3kmであった。帝都復興事業と同様、電柱撤去計画は再び挫折した。

5. 新・都市計画法における都市施設と共同溝

1968（昭和43）年6月、旧・都市計画法に代わる新・都市計画法が公布された。

旧・都市計画法では「都市計画」の概念が明確になっ

ていなかったが、新・都市計画法では「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」（同法第4条）と明確に定義するとともに、都市計画決定できる施設（第11条）を制限列举し具体的に示した。新法は都市施設を都市機能別に列举しその範囲を明確にするとともに、各都市機能ごとにその機能を有する必要なものを都市計画で定めることにした。

政令で定める施設には、「電気通信事業の用に供する施設」がある。共同溝を電気通信事業の用に供する施設とみなすことが可能であれば、共同溝を都市計画施設にできるが、共同溝に収容する施設は電気通信事業用に限定されたものでないため⁽¹²⁾、共同溝を都市計画施設に位置付けることは不可能と考えられる。

6. まとめ

本論で述べたことを要約する。

1. 歴史的経緯

① 旧・道路法において道路占用物扱いになった共同溝は、道路管理者の設置できない施設であった。このため昭和10年代に施工された新宿西口共同溝は、都市計画・新宿駅附近広場事業の一環で実施されている。

② 東京戦災復興事業における電柱整理計画では、東京都が共同溝を都市計画施設に位置付けるつもりであった。しかしながら旧・都市計画法に列举されていない共同溝を、法第1条の「重要な施設」にみなして都市計画決定することは可能であったが、法的効力（都市計画制限、土地収用に関する特別規定など）を有しないものでしかなかった。このためたとえ共同溝を都市計画決定したとしても、事業として実施することは不可能だったと思われる。

実際に都市計画決定された街路照明灯は旧・都市計画法に明示されていないため、事業として実施されることがなかった。

③ 新・都市計画法では都市計画決定できる施設を明確に示しており、共同溝はそのなかに含まれていない。

このため共同溝を都市計画決定することはできない。

以上から新旧・都市計画法とも、電柱整理を目的にした共同溝を都市計画施設として位置付けることができない。都市計画制度では、電柱整理のための施設計画をおこなうことができない。

2. 筆者の提言

国は2005年を努力目標として、全国に光ファイバー網を張り巡らせようとしている。このため道路法のみならず、都市計画法を活用した地中化促進策を実施することができれば、地中化は一層推進されるものと思われる。

筆者としては都市内のD・I・D地区に新設される都市計画道路に限り、電柱整理を条件にした都市計画決定または道路占用に電柱規制を盛り込む方法⁽¹³⁾を用いることで、将来的な電柱規制を担保するよう求めたい。それ

が都市計画法による電柱規制策として有効な方法と考える。

補注)

- (1) 一般に共同溝と称するものは、昭和38年制定の特別措置法（共同溝法）によるものを指すが、本論では歴史的な経緯を踏まえ、架空線・地下埋設物の整理手法として築造された地下構造物を総称して共同溝とよぶ。そのため本論での共同溝には、共同溝法制定以前に実施された帝都復興事業での共同溝、昭和61年に始まる電線類地中化事業でのキャブ、自治体管路、電線共同溝、情報ボックスなど、共同溝法の定義に合致しないものも含むものとする。
- (2) 旧・都市計画法第16条および同法施行令第21条には、23種類の施設が明示されていた。
 - ・旧・都市計画法 第16条
「道路、広場、河川、港湾、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ関スル都市計画事業」
 - ・旧・都市計画法施行令 第21条
「鉄道、軌道、運河、飛行場、水道、下水道、土地区画整理、運動場、一団地ノ住宅経営、市場、屠場、墓地、火葬場及塵芥焼却場及防風、防火、防砂、又ハ防潮ノ施設」
- (3) 路上工作物・地下埋設物の整理手法としての共同溝は、1911（明治44）年に内務省の蔵重技師の「欧米地下埋設物観察報告」（原文未確認）で報告されている。
- (4) 帝都復興事業における共同溝実績については、第17回土木史研究「帝都復興事業における共同溝計画と施工例に関する研究」に掲載してあるので、参照されたい。
- (5) 濱町共同溝（高さ75cm、幅80cm）の敷設費が約24円/mであった（同上論文に記載）。
- (6) 本要綱案は建設省図書室の「東京戦災復興資料」に記載されたものから引用した。原文未確認。
- (7) 当時では各事業者毎に電柱を設置して事業をおこなっていた。このため歩道上には電柱が林立し、電柱のための歩道といった状況にあった。東京都はこのため、事業者ごとの電柱を共用化しようとした。その後、共用柱はGHQの指導により実現した。
- (8) 旧・道路法における共同溝の法的位置づけは第20回土木史研究「共同溝にみる道路占用物から道路附属物への転換」に記載してあるので、参照されたい。
- (9) 「共同溝の整備等に関する特別措置法」では、新たな地下の道路占用を規制している。「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」では、新たな上空の道路占用を規制している。
- (10) 旧・都市計画法に明示されていない施設の法的効果について明確に記した文献がないため、高木鉦作の論文「都市計画法」・「都市計画と建設の主体と組織」および飯沼一省の論文「都市計画」・「都市計画の理論と法制」を参考に論じた。
- (11) 東京都公文書館所蔵、内田祥一文庫、都市計画法特別委員会資料「都市計画事業の範囲」、ページ無、1918（大正7）年8月9日
- (12) 建設省都市局・都市計画課にヒアリングした結果に基づく。
- (13) 昭和40年2月1日、中建建第6号、「道路占用の

許可要件について」参照。

参考文献)

- 1) 内務省都市計画局編、『都市計画法釈義』、p.22、1922年
- 2) 都市計画東京地方委員会、「都市計画東京地方委員会議事速記録・第5号」、PP.120~148、1933年
- 3) 東京都都市計画局地域計画部所蔵、「第48回・都市計画東京地方委員会議事速記録」、ページ無、1946年
- 4) 内務省：「都市計画調査会議事速記録」、p.10、1918年
- 5) 同上、pp.16~17
- 6) 同上、p.46
- 7) 飯沼一省、『都市計画』、p.74、常盤書房、1934年
- 8) 東京市監査局都市計画課、「省線新宿駅を中心とする交通調査報告書」、1933年
- 9) 東京市役所、「昭和8年・東京市会決議録」、p.1297、1933年
- 10) 小田川利喜、「新宿駅前廣場を語る」、都市美第28巻、都市美協会、PP.11~12、1939年
- 11) 小田川利喜、「新宿駅前廣場と区画整理」、区画整理第6巻第2号、P.10、区画整理研究会、1940年
- 12) (社)日本工学会、『明治工業史・電気篇』、P.495、1928年
- 13) 復興事務局、『帝都復興事業誌 土木篇 下巻』、pp.451~452、1931年
- 14) 金子源一郎、「九段坂に建設せる地下埋設物用共同溝」、都市工学第5巻第8号 p.3、都市工学社1926年
- 15) 石川栄耀、「帝都防空都市計画試案」、土木学会誌第27巻第3号、P.26、(社)土木学会、1941年
- 16) 建設省計画局総合計画課編、「東京都復興計画に関する資料」、p.12、1966年
- 17) (財)東京市政調査会市政専門図書館所蔵、「東京都復興都市計画概要」、p.23、1946年
- 18) 同上、P.23
- 19) 前掲「第48回・議事速記録」、ページ無、1946年
- 20) 石川栄耀、『日本国土計画論』、八元社、p.336、1941年
- 21) 前掲「第48回・議事速記録」、ページ無
- 22) 同上、ページ無
- 23) 東京都令規集8（都市計画・環境保全）、p.504、
- 24) 飯沼一省、『都市計画の理論と法制』、P.43、良書普及会、1927年
- 25) 飯沼一省、前掲『都市計画』、p.49
- 26) 大村清一、法制講義録第一編『都市計画法講義』、p.17、復興局、1928年
- 27) 池田宏、第5回・都市計画講習録全集『都市計画法制』、p.68、都市研究会、1930年
- 28) 飯沼一省、『都市計画』、pp.74~75、常盤書房、1934年
- 29) 東京都都市計画局地域計画部所蔵、「第47回・都市計画東京地方委員会議事速記録」、ページ無、1946年
- 30) 堀江興、第30回・日本都市計画学会学術研究論文集「東京における街路照明の発展経緯および照明基準に関する研究」、p.479、1995年